

- 議 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)
- 日程第2「議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例」についてです。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。
- 令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。寄地域の貴重な財産である旧寄中学校の位置づけを明確化し、利活用を推進するとともに、行政財産として民間事業者の有するノウハウをより効果的・効率的に活用するため提案するものでございます。
- よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 参事兼総務課長 それでは、議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例について御説明させていただきます。
- 制定の理由といたしまして、町では寄幼稚園や寄小学校の存続を目的に幾つかの事業が始まっています。その一環として、寄地域の貴重な財産である旧寄中学校の位置づけを明確化し、利活用を推進するとともに、民間事業者のノウハウをより効果的・効率的に活用するため、本条例を制定するものでございます。
- それでは、議案1枚をおめくりいただきまして、おめくりください。本条例は新規条例でございますので、各条ごとに説明させていただきますので、よろしく願いいたします。
- まず、第1条につきましては、本条例の提案どおりの趣旨でございます。第2条につきましては、名称及び位置を規定させていただいております。第3条につきましては、拠点施設の構成を規定し、第4条では拠点施設の業務、第5条につきましては利用の許可の規定でございます。
- 恐れ入ります、2ページ目になります。中段の第6条では利用権の譲渡の禁止を、第7条につきましては利用許可の取消しの規定を伝えさせていただいて

いるところでございます。

3 ページのほうをお願いいたします。3 ページの第 8 条につきましては、来館の制限でございます。第 5 条第 2 項各号に掲げる事由に該当する者は、拠点施設へ来館することができないよという規定でございます。第 9 条は使用料の規定でございます。こちらにつきましては、施設利用者は別表に定める使用料を納めなければならないという規定でございます。第 10 条では日割り計算を、第 11 条では端数計算、第 12 条では使用料の減免、第 13 条では使用料の不還付をそれぞれ規定するものでございます。第 14 条につきましては損害の賠償の規定でございます。

恐れ入ります、4 ページ目になります。第 15 条は原状回復の義務の規定を掲げてございます。第 16 条は管理の代行でございます。拠点施設の管理運営上、必要があると認めるときは指定管理者に拠点施設の管理を行うようにすることができる規定を定めたものでございます。第 17 条、利用料金でございます。前条の規定により拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は第 9 条に規定する使用料に代えて利用料金を指定管理者に納入しなければならない規定でございます。第 2 項につきましては、利用料金の額につきましては別表に掲げる額を上限とした範囲内で、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることができる規定でございます。第 3 項は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、利用料金を指定管理者と収入とすることができる規定を定めたものでございます。第 4 項は利用料金の減額または免除規定、第 5 項は既納の利用料金の還付でございます。

5 ページ目になりますが、第 18 条につきましては指定管理者の業務の範囲を規定しております。第 19 条には経費の收受を、第 20 条におきましては指定管理者の管理に係る読替えを規定しております。第 21 条は委任の規定を定めているものでございます。

附則でございます。施行期日です。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日より施行するものでございます。第 2 項、準備行為です。松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定による指定管理者の指定及びこれら

に関し必要な手続その他行為は、この条例の施行前においても第16条の規定の例により行うことができることを規定しております。

なお、参考資料1は松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則（案）と、参考資料2では11月15日に御説明させていただきました全員協議会の資料を添付させていただきますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 何点かありますけれども。この新規条例は、今まで普通財産として貸付をしていた旧寄中学校校舎等についてですね、公共用財産とするための設置及び管理に関する条例の制定だというふうに理解をしていますが、そのこのところですね、第4条の業務というのが、実際かなり概念的な表現になっていると思われれます。今行っている食肉の加工等、あと農業…農村アカデミーでしたか、そういった業務というのは継続をしてというふうに理解をしてよろしいのか。まずその点をお伺いをいたします。

参事兼総務課長 ただいま井上議員の御質問にお答えします。今現在やられている寄中学校の契約につきましては、あくまでも今は普通財産という形になりますので、今度この条例がお認めいただければ行政財産という形になりますので、そうしますと普通財産の契約は一回解除という形になります。以上です。

9 番 井 上 契約としてはね、当然そうなるを得ないんですけども、私が聞いているのはそこじゃなくて、その第…条例のですね、第4条の業務がちょっと概念的すぎるので、具体的にはどういう業務を、どういうことをですね、行うかということ、今、普通財産として貸し付けている内容と同じようなことがここでも公共用財産となって、ここでそういうことも行っていくのか、どうなのかという点です。いかがでしょうか。

参事兼総務課長 すみません。こちら第4条の業務でございます。概念的とおっしゃられますが、今現在、普通財産で貸している業務も、もちろんこの第4条に規定する業

務に該当いたします。以上です。

- 9 番 井 上 ありがとうございます。そうすると、今ですね、食肉加工を行っているんですけども、それも引き継がれるというふうに理解をするとですね、本当にそれが公共用財産なのか。町のほうの行政財産、普通財産と公共用財産というふうな区分ができてきますけれども、やはり公共用財産というのは一般的に町がですね、町民が誰しも利用できる、訪れることができるというふうな施設を対象としているというふうに私は理解しています。であるのに、ここの、そういったふうな内容ですとね、じゃあ一般的に町民は何を利用するのかという点がですね、かなり疑問であります。そうするとですね、ここのところはちょっとその、この条例自体、公共用財産の設置及び管理というところからは外れてくるのではないかなというふうに考えるんですね。そうじゃなく、例えばそのところを、例えば会議場で一般町民が利用できる、それぞれの例えばサークル活動の中で利用できる、そういった施設であれば公共用財産に今までの中学校校舎を普通財産にして、再度それらの利用を町民のための施設とするべき条例として制定をして、公共用財産とするのであれば分かりますが、今のような特定の業者を対象にした施設であるとはですね、ここの趣旨から第4条等が本来的な公共用財産の設置には当たらないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

参事兼総務課長 今、井上議員の御質問なんですけど、あくまでも行政財産というカテゴリーにすれば、もちろん指定管理者という業務が管理の代行はできるものでございます。その中で、行政財産になれば、もちろんその指定管理者制度を導入することも考えられますので、その中で例えば管理の、指定管理者の中で、例えばそのような形での町民の運用とか、町民の利活用とかいうこともやっつけられる事業者の提案であれば、事業者がそのような考えがあれば、やっつけられるという形でありますので、決してこれが特定の業者とか特定のだけだということじゃなくて、広く利活用するための公共用財産として町は位置づけておりますので、今後の利活用の仕方等だという形で理解しております。以上です。

- 9 番 井 上 そのところですね、じゃあ町民が誰しもね、利用できるのですかと。そ

ういう施設なんですかと。そういうためのここで改修工事を行うという予算は、9月で上程されまして、ここで補正予算でですね、その財源変更をするんですけども、特定のね、事業所なりそういった、例えば食肉加工をするための施設であればね、町民が利用するというのは当然考えにくいですよ。ですので、本来的な普通財産であれば普通財産で運用をすべきものであり、この条例自体ちょっと方向性が違うのではないかなというふうに思います。説明員のほうの説明としてはですね、分かりましたけれども、今回はこれは新規条例なり委員会で付託をされると思います。しっかりとですね、その辺も委員会のほうで審議をしていただく内容かなというふうにも思います。

この条例関連、関係で、私もですね、市町村課のほうに問合せをしてみました。起債も補正予算のほうで計上されているというところで。本当にこういう食肉加工をするためのとか、事業者が農林水産アカデミーを行うという特定の業者のための施設であるかどうか。というのは、やはり県のほうはそういったところは関知しませんと。町の議会がその条例を通すかどうかが一番重要な点ではないかというふうに県のほうもですね、回答をいただきましたので、しっかりとですね、審査をしていただきたいというふうに思います。終わります。

町長 大前提をとにかく曲げられているような気がするんですよ。井上さんはよく分かっているからね、あえて言いますが、行政財産って何ですか。そもそも。目的を持って町の方向性を見据えて、こういうものに使いましょうということが行政財産じゃないでしょうか。その中で今回ここに趣旨のところに挙げさせていただいたとおりに、この内容のとおり、こういった目的を持った施設として、これから町民の方々も、また議会の皆さん方もチェックができるような施設にして、とにかく風通しがいい、また明確な場所にしましょうというようなことでもあります。ですので、目的を全く持ってないような状態の中で我々がして、今回のような行政財産にしたいというふうなことを皆さん方をお願いしているわけじゃ全くないということだけは、まず入り口として間違っ

ってほしくないのが1点目。

もう一つは、食肉加工所の話ばかり先に出来ますけども、多分説明が悪かった

んでしょう。あえてもう一回お話ししますと、あそこはまず農業アカデミーという広いカテゴリーの中の…中で、耕作放棄地対策もしなきゃいけない。新たな産品も作っていかなくちゃいけない。その総合的なところの中の一つとして、畜産という部分の鳥というものがあるならば…あるので、その分の加工施設を造ることによる、またその加工施設を造って、その加工をするための様々なようなことを地域に展開していきながら六次化を図っていきたいと。そのときには当然ですけども、地域の人たちをそこに呼び込み、それで一緒に加工していく。ましてや空いた部屋も部屋もありますから、今で言うと端的に話をすると、藍染めの会の方々にも来てもらって、一緒にそこで、藍染めも拠点がないという話ですから、一緒にやってみましょう。そのときに農業体験もできますよね。今度だんだんそれを職にしていきたいと思いますというようなことの学びの場なんです。いろんな人たちがですね、不特定多数で来るという場所になった場合に、学校というのはある程度の特定の方々に来る人たちだということで、建築基準法で決められている中で設備投資がされているので、いろんな人たちが来るというふうな場所にしてしまうと、億近いお金をかけて改修しなきゃいけないというふうなこともありますので、そういったことを勘案しながら、アカデミーをやられていると。

話戻しますけど、この拠点施設については、同じこの第4条の業務は、今の業者さんでもできます。できますけども、さらにやはり町民との距離を近くしたいがために、普通財産という形で、あそこで何やってるんだろうと言われるような場所にしないために行政財産にして、皆さん方に明確にしなから、目的を持ってこの施設を運営してもらいたいというふうな格好で、今回御提案をさせてもらっているのです、そもそも行政財産が何なのかというところから皆さん方御議論いただければというふうに思います。多分、委員会では私、呼ばれないので、ここで発言させていただきました。以上です。

9 番 井 上 そのこのところですよ。行政財産は公用財産、庁舎、消防施設、公共用財産は学校、図書館、公民館、公営住宅、公園など、市民が共同利用する財産というのが地方自治法とか地方財政法の中で定義されているものですよ。でも、

先ほどの総務課長の答弁等々ですね、あとまた現在の普通財産の契約をしている業務がそのまま引き継がれるということですね、なかなかそこは今、町長も言われましたけれども、本当にその食肉加工を町民の方が共同利用するのか、そうじゃないでしょう。やはりそれは、その事業者が、民間事業者がやっぱり営利のために行う事業のために、そういった共同利用をするということではなく、その業者が利用している、そういった事業に町民がある程度は参画をするというふうな考え方であるとですね、これは絶対に公共用財産にはならないというふうに考えます。

そういったそれぞれの意見があるということですので、しっかりですね、委員会のほうでも審議をしていただきたいということで終わります。

参事兼政策推進課長 先ほど井上議員のほうからですね、県に確認したということの回答を私も全てもらっています。その中で、地方財政法に記載する第5条ただし書き第5項の公共施設と公用施設についての確認をさせていただきます。おっしゃるとおり、学校、道路のような住民に利用できるものというのもございます。ただし、住民にですね、直接利便性を与えることを目的とした施設というところも言われております。その中で、やっぱり町が判断をし、この趣旨のもとにですね、今後地域コミュニティーの形成、そしてプロモーションによる交流人口の拡充等々、こういう目的に即していることが町民に利便性を与えるということを目的であれば、それは公共施設として扱うということを県にも確認し、また地財法ですね、逐条解説にも書いてあるというところから、私はこのように考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかには質疑ありますか。

8 番 田 代 この新規条例については、総務文教ですか、そちらに付託ということなので、私は産業厚生ですので、質問させていただきます。

6 ページ、使用料の別表をお願いいたします。旧中学校校舎 1 平方メートル 1,000 円、その他附帯施設 1 平方メートル当たり 500 円となっています。附帯施設は多分隣にある倉庫かと思うんですけど、どのようなものかというのが 1 点目です。

2点目、1,000円と500円の根拠です。

3点目、これ、面積掛けて金額出ると思うんですけど、全体で幾らぐらいになるのか。この3点についてお願いいたします。

参事兼総務課長　　まず初めに附帯施設につきましては、旧寄中学校の前の校庭の、一部校庭の部分でございます。こちらのほうが附帯施設で、今現在、駐車場として使っているところでございますので、そこが附帯施設という形になります。

それから、2点目のこの積算根拠でございますが、基本的に一応この使用料の積算につきましては、今現在、松田町の創生拠点施設の条例を参考にさせていただいておるんですが、そこにもやはり町としての基本料金という形の積算がございます。そちらをもとにいろいろ調べさせていただいた中で、基本的に駅周辺の施設が大体平米当たり2,000円前後でございます。それをもとにですね、松田地区と寄地区の土地の価格を比較しますと、大体寄地区の価格が大体30%程度という形の価格でございますので、その2,000円に対して30%を掛けて600円。600円を1,000円単位で切り上げて1,000円という形にさせていただいているところがございます。

附帯施設のほうは一応駐車場として利用しておりますので、標準的な駐車場面積から町営駐車場の月額が5,000円ですので、それで算出をさせていただきました。そうしますと、大体平米当たり400円なんですけど、それに対してプラスアルファ付の要素を考えて500円という形でさせていただいております。以上です。

8 番 田 代　　附帯施設は、それについてはグラウンドという、駐車場ということよろしいですね。以前、指定管理者にお貸ししていたときに、グラウンドの一部を駐車場として区分してお貸ししていた。そのところの面積を継承すると。その場所を継承すると。そうですね。はい、理解しました。

今のお話で、松田地区の駅周辺、平米2,000円を参考に、寄との価格差、10対3ですか、ということでお出ししたということなんですけど、駅周辺でも例えばRCとか木造とか鉄骨とかあるんですけど、その内容は、2,000円というのはどういったことから積算されたのか。よろしくをお願いします。

参事兼総務課長　そちらのほうは、やはり鉄骨造、要はテナントとか鉄骨造の俗に言うRCとかいう非木造の価格を参考にさせていただいております。

8 番 田 代　理解しました。今ちょっと私、聞き落としたかもしれないんですけど、これ、1年間で幾らになるのか。要するに面積、おのおのの中学校の校舎の面積とグラウンドの面積、それを掛けたものが月幾らで、年間合計額が幾らになるか。これについてお願いいたします。

参事兼総務課長　まず初めに、校舎のほうでございます。校舎のほうでありますと、1平方当たり1,000円でございますので、これが全体の面積が2,204平米でございますので、月当たり220万4,000円でございます。年間で通しますと、それ掛ける12です。2,644万8,000円でございます。続きまして、1か月当たり、駐車場のほうでございます。駐車場のほうは9万6,000円でございますので、こちらが12か月分、115万2,000円でございます。以上でございます。

8 番 田 代　明快な回答ありがとうございます。参事にお伺いしたいのは、以前全協で改修をした後に起債分をある程度使用料で充てるような説明があったような記憶があります。今の額だと、結構な、2,500万ぐらいですかね、年間。これ、10年でよろしいんですかね。何年ぐらいで見えますか。

まず1点が、もう一度整理します。起債の返済額にある程度これは充当したいというお話が1点。それと2点目が、その期間ですよね。何年間お貸しして、幾らぐらいこの使用料を頂くのかという貸付期間です。それと起債との関係。よろしく申し上げます。

参事兼総務課長　まず初めに、田代議員にあれがあるんですけど、一応あくまで9条の使用料につきましては、あくまでも上限という形でのまず設定になりますので、あくまでもこの別表のこの1,000円とか500円が…（「理解しています。結構です。」の声あり）ということでございます。

それとですね、要は起債の関係と、あと今度貸すとの期間とかいうお話なんですけど、これは先ほどもお話ししました、まず期間につきましては、これから町で管理しないで、例えばその指定管理者という形で…形でなれば、またこれから指定管理者の要綱を定めて、期間を何年にするとかいう形でやっていか

なければいけないので、その期間についてはまだ明確にはまだ決まっておられません。ただ、今現在、10年契約という形でありますので、できればその10年のそのまま踏襲はしたいという形では考えております。

8 番 田 代 私が聞きたかったことは、前回の全協での説明の時にね、使用料を起債に充当してね、町の財源を圧縮しないようにと、そのような説明をされたんです。その頂けるお金、上限は条例で出ているというの、十分承知しています。それで、その起債した額を10年ぐらいで頂いて、回収できるのか。その辺が最後の質問です。

参事兼総務課長 あくまでも頂いたお金、要は起債のルールからして、それをダイレクトに負担金として頂くというのは起債のルールの中では、それはできない話なので、それはまず御承知おきください。ただ、町のほうとしましても、その起債相当分につきましては、例えばほかの形で対応する、要は家賃とかそういうような相当分を考えているところでございます。以上です。

8 番 田 代 総務課長ね、今、総務課長がお答えになられたとおり、この1平米当たりの価格については、起債を対象にしているのではなくて、松田地区の賃貸物件を参考にこの額を定めたよと、それはそれでいいんですよ。ちなみに、私が聞きたかったのが、これは財政課長のほうがいいかな。起債額が幾らで、それでこの以内である程度お金を頂いたときに、そのバランスはどうなのかと。そういうことで、そういう意味で質問させていただきました。ということで、財政課長、起債額、幾らでしたっけ。

参事兼政策推進課長 起債額につきましては、前回の全協資料のとおり3,800万を起債として、今協議に入ります。

8 番 田 代 理解できました。要は、このとおりに上限で頂くと2,500万。10年の起債額が、返済額が3,800万でよろしいわけですね。年です。財政課長、これ、3,800万というのは10年の総額…

参事兼政策推進課長 起債、地方債につきましては、現状協議に入る前の段階で、償還が25年、利率が1.5というところの今これからの協議になるということでございます。

8 番 田 代 それでもって3,800万ですね

参事兼政策推進課長　　そうです。それが3,800万でございます。

8 番 田 代　　よく理解できました。ありがとうございます。終わります。

9 番 井 上　　今、そのちょっとお金の話も出たのでね、私、補正予算のほうで聞こうかなと思ったんですけども、ちょっとここです、関連がありますので、ここで質問をさせていただきます。

例えば、9月のときの、9月定例会のときですね、全協での説明ですと、まず1点目としては、2分の1が…全部で事業費が8,440万で、そのときに財源内訳としてはデジ田の交付金が4,215万2,000円、一般財源が4,224万8,000円だという説明がありました。その財源内訳の次にですね、※印で、一般財源分は全て利活用事業者が負担しますという説明なんです。ですので、そのときの一般財源は、後年度利活用事業者が4,224万8,000円を負担しますと。じゃあ、いつから返済するんですかと言われてたら、令和7年の4月から毎月返済しますという、そのときの全協での説明ですね。それが今回、12月定例会における補正予算の中で起債をすることになって、その辺がどういうふうに変わったのかね。じゃあその4,224万8,000円を令和7年から、4月から返済するという話はどうなったのか。ほごになったのか。と併せてですね、今、この新規条例の中ですので、今、使用料、上限として1平米で1,000円、附帯施設が500円、全体で中学校校舎使用料1,400万、合わせてあと駐車場等を含めて1,000万円というふうな説明がありましたが、この事業者がですね、まさか指定管理者にはならないんでしょうね。その事業者がそのまま指定管理者になったら、その収入はもう指定管理者の収入になっちゃうわけですよ。とすることができるというふうに16条、17条の中であります。（「まだやる。」の声あり）やりますよ。（「じゃあどうぞ。」の声あり）その辺がね、どういうことなのか。そういうことがないのかどうかの説明がありませんので、そここのところについての説明をしてくださいということと、じゃあ起債を3,800万、ここで借り入れて、25年償還、1.5%の利率で借りるのであれば、先ほどの4,200万円を利活用事業者が負担をすと言った、その部分についてはどういうふうに、今度は3,800万の起債を借りて、そうすると先ほどの4,200万のうち一般財源分400万

となっていて、じゃあ差の3,800万なり4,200万円は元利償還、起債の元利償還を含めると全部で4,200万になるわけですね。その部分がどうなるのかという説明が今の時点ではないわけですね。その辺をどういうふうに説明をされるのか、お伺いをします。

町 長 またそもそも論に入って恐縮なんですけどもね、この我々から提案させてもらったこの議案の内容をよく見てもらって、今までも指定管理ずっとやらせてもらっていますけども、松田町が直営でやったときの条例で、状況によったら指定管理にできますというような内容ですね。これ、全部ほとんどが一緒だと思います。町が直営でやった場合には、使用料という形で費用が取れる。今度は、指定管理にお願いしたら、今度指定管理業者さんがほかにもし貸したり何かしたときには、利用料として取れる。これはもうずっと同じことをやっています。ですので、今回のこの案件については、あくまでも指定管理にした場合には指定管理業者さんから我々としては使用料という形で頂くこととなります。その使用料に9月にお話ししたような格好で上乘せをして、町の負担がないように戻してもらいたいというふうなことです。ですから、財政のほうも総務のほうも話をしましたけども、このお金がイコールですみたいなことは駄目ですけども、その相当分という形の中での解釈の中で、我々のもともとベースになっている使用料にのっけて、トータル、今もらっているお金からその相当分額を割る10年、また割る12という形で月々返済して…返済というか、使用料として頂くと。その後は、金に色はありませんので、我々のところでちゃんと、きちっとした形で管理させていただく。そういうふうなロジックです。以上です。

議 長 よろしいですか。

9 番 井 上 起債の元利償還に対する返済は、先ほどの今の説明ですと、4,200万円は返ってくるということですね。その業者から分割なりでね、の形で。政策推進課長に聞きますけれども、そういった形でですね、特定財源として使用料等ですね、そこに充てるということは可能なんですか。ちょっとそこを確認します。

参事兼政策推進課長　　今、町長が言ったとおり、そこに充当するという事はないんですね。充当するのを目的で起債をするということは、県にも言ってますけど、それはそういうことではない。ただし、その使用料については、町のほうの財源に充ててくださいということで、それが幾らかというのをただ比較しているだけなので、それは御理解いただければと思います。まずは起債の部分を充当させてやるよという形ではありませんので、そこだけは御理解をいただきます。

議　　長　　よろしいですか。

9 番 井 上　　じゃあ、先ほど町長もね、お金に色はついてないということですけども、やはりそこはもう一回ですね、その事業者から入ってくる部分と、それが町のほうから見ればね、その起債をしたことによって、その元利償還で利子等がプラス発生するわけですよ。ですのでね、その部分までそれに入ってくるということは、本来起債のね、目的が違うと言えばいいんですけども、でもそこで入ってくることをやるということ自体は、ちょっとね、起債の考え方としてはね、何で起債をするかという、それは一般財源を町民が均等に後年度負担をしてもらうという性格のものが起債じゃないですか。そうじゃなくて、そこはもう、そこでその業者から入ってくる部分というのは、特定財源と考えざるを得ないというのが財政的な考え方だと思うんですよ。そこだけちょっと最後に確認させてください。

参事兼政策推進課長　　そもそもですね、これは県と調整してございます。県のほうもですね、地方債をそのまま充当することというところはもちろんバツになります。その返ってきた部分を充当する。ということではなくてですね、松田町は今言ったとおり、町民の負担を減らすために起債をします。平準化します。25年します。あくまでもこの事業に対して発生する使用料等については、町のほうの町民に対する還元として、それを使用料として入れてくれと。それは一般財なので、それをどういう形で使っても構わないということになるので、起債に充当している地方債に充当するための負担ですということは、これは全く考えていませんので、そこだけ御理解をお願いします。

9 番 井 上　　私の言ったのは起債じゃないです。起債の元利償還に対する充当じゃないか

という話で、そこだけちょっと最後のところね。

参事兼政策推進課長　そうですね、起債をしなければ元利償還金の利子等も含めてこないの、それを見込んでの負担金ということは考えていません。以上です。

議　長　いいですか。ほかには。
ないようでしたら、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。